

三鷹市助役の呼称に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

規則第 21 号

(助役の呼称)

第 1 条 三鷹市における助役の呼称を副市長とする。

(委任)

第 2 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。